

警察庁同時発表

平成30年9月19日  
航空局  
自動車局  
海事局  
道路局

## 関空連絡橋の通行運用の変更について

関空連絡橋は、9月7日より、緊急車両やバス等に限定して、連絡橋上り線を用いた対面通行を実施しています。

今般、別紙の通り、タクシー・ハイヤー（緑ナンバー）についても、9月21日午前0時より連絡橋の通行を可能といたします。

あわせて、連絡橋上り線の対面通行箇所について、9月21日午前0時より、関空方面のみ2車線とする運用を開始します（りんくうタウン方面は1車線）。

なお、引き続きマイカー（白ナンバー）、レンタカーは利用できません。ご理解ご協力をお願いします。

※ 空港行きのバスの運行情報については、関西空港交通のHPをご覧ください。  
(<http://www.kate.co.jp/>)

※ 神戸空港からの旅客船の運航情報・空席情報については、「神戸 - 関空ベイ・シャトル」(<http://www.kobe-access.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ先：代表 03-5253-8111

航空局 近畿圏・中部圏空港政策室 矢嶋 (49614)

直通 03-5253-8729

航空ネットワーク部航空事業課 稲福 (48523)、黒木 (48524)

直通 03-5253-8705

自動車局 旅客課 藤井 (41203) 直通 03-5253-8568

貨物課 橋本 (41302) 直通 03-5253-8575

海事局 内航課 今元 (43451)

直通 03-5253-8626

道路局 企画課道路経済調査室 四童子 (37612)、掛井 (37632)

直通 03-5253-8487

高速道路課 久保 (38352)、清水 (38332)

直通 03-5253-8490

## これまで通行可能であった車両の例

- ・警察、消防、救急関係の車両
- ・災害救助、復旧活動のための車両（例：物資・人員運搬車両）
- ・バス（空港に残された利用者を空港から運び出すためのもの）
- ・物資輸送車両（空港内のコンビニ、物流施設等）
- ・報道関係車両
- ・空港関係者の車両（エアライン関係、物流事業者等）
- ・営業用乗合・貸切バス（リムジンバス・臨時シャトルバス等）
- ・鉄道・バスを利用することが著しく困難な方が利用するタクシー・ハイヤー等

## 今回通行可能となる車両

- ・タクシー・ハイヤー（緑ナンバー）

引き続きマイカー（白ナンバー）、レンタカーは利用できません。  
関西国際空港をご利用の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。